E_{17} ＝ 0.017
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.019
E_{21} ＝ 0.019
E_{22} ＝ 0.019
E_{23} ＝ 0.019
E_{24} ＝ 0.018
E_{25} ＝ 0.015
E_{26} ＝ 0.014
E_{27} ＝ 0.001
E_{28} ＝ 0.0007
E_{29} ＝ 0.0007

F_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{17} ＝ 0.028
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.031
G_{21} ＝ 0.032
G_{22} ＝ 0.032
G_{23} ＝ 0.031
G_{24} ＝ 0.030
G_{25} ＝ 0.024
G_{26} ＝ 0.023
G_{27} ＝ 0.002
G_{28} ＝ 0.0012
G_{29} ＝ 0.0011

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設

E_{17} ＝ 0.017
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.019
E_{20} ＝ 0.019
E_{21} ＝ 0.019
E_{22} ＝ 0.019
E_{23} ＝ 0.019
E_{24} ＝ 0.015
E_{25} ＝ 0.015
E_{26} ＝ 0.002
E_{27} ＝ 0.001
E_{28} ＝ 0.0007

F_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{17} ＝ 0.028
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.032
G_{20} ＝ 0.032
G_{21} ＝ 0.032
G_{22} ＝ 0.032
G_{23} ＝ 0.031
G_{24} ＝ 0.025
G_{25} ＝ 0.025
G_{26} ＝ 0.003
G_{27} ＝ 0.002
G_{28} ＝ 0.0012

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設